

第9編

施工管理業務

令和6年12月

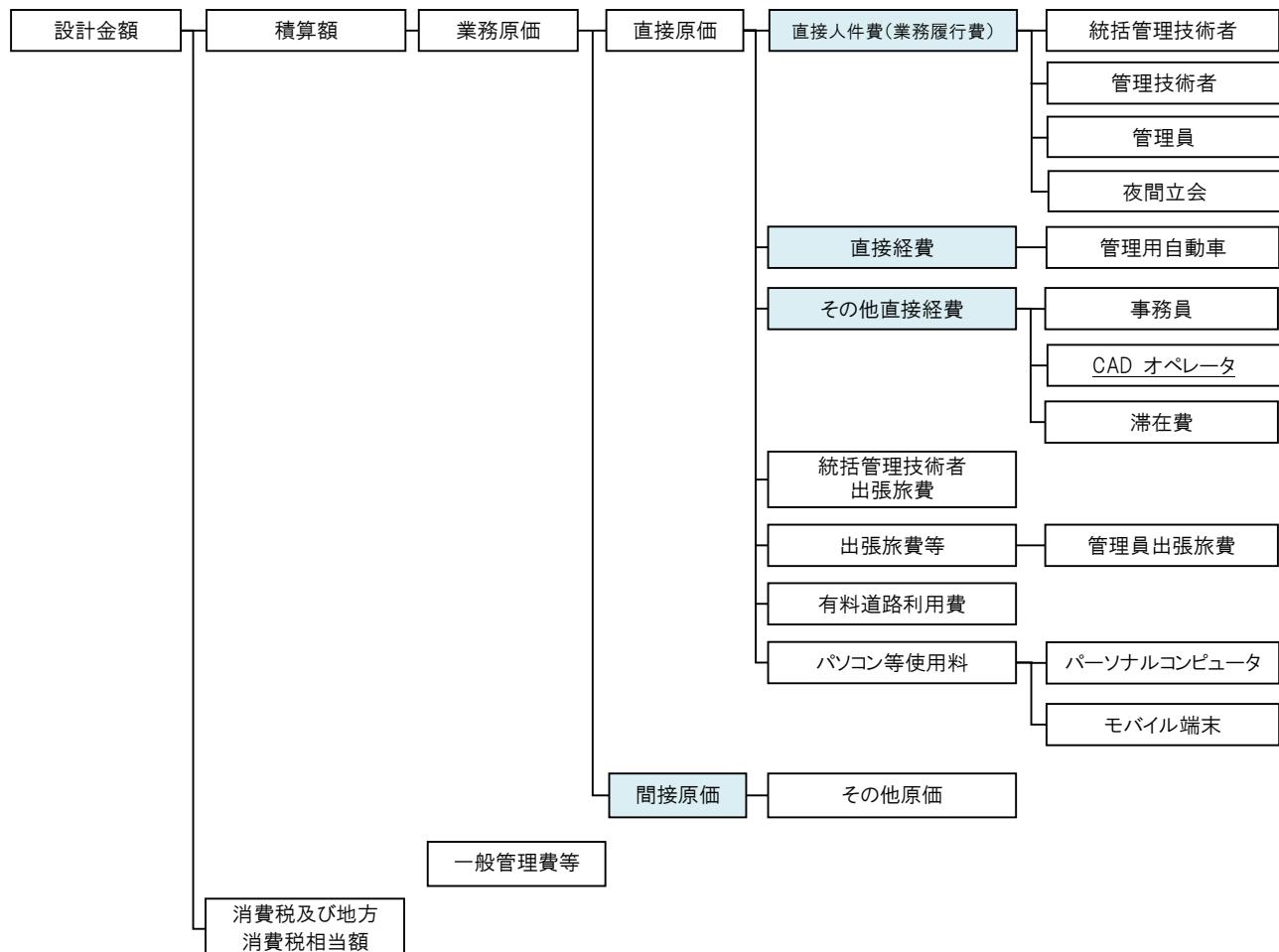
【注意事項】

- (1) 本積算基準に掲載した内容についての質問・問合せには、応じられない。
- (2) 本積算基準の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- (3) 本積算基準を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

1. 適用

本編は、施工管理業務の積算に適用する。

2. 積算価格の構成



3. その他原価・一般管理費等

(1) その他原価

その他原価とは、間接原価として、当該業務担当部署の部門管理者、消耗品費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。その他原価は次式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \quad \alpha = 3.5\%$$

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、

雑費、付加利益等をいう。一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{間接原価}) \times \beta / (1 - \beta) \quad \beta = 35\%$$

4. 直接人件費（業務履行費）

(1) 技術者の職種区分

施工管理等業務における職種は、本基準1-3-2技術者の職種区分（3）設計業務等技術者によるものに加え、次の職種を定義する。

(viii) 管理員補助

管理員補助とは、管理員I～管理員IIIの指導の下、積算システムの入力、CAD図面の作成・修正、施工管理に係る現場確認（補助）及び書類確認（補助）など施工管理業務を実施するために必要となる補助を行う者をいう。管理員補助の技術者は、2級土木施工管理技術検定の指定学科を卒業した者又は指定学科以外を卒業した者で実務経験^{※1}12ヶ月以上を有するものとする。（年齢は規定しない）

※1：土木に関する建設業^{※2}又は建設コンサルタントでの実務経験をいう。

※2：建設業法における許可業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事又は造園工事に区分されるものをいう。

(2) 管理員

・管理員とは、現場に常駐して施工管理等を行うもので高速道路会社管理員資格区分は管理員I・管理員II・管理員III・管理員補助の中から業務の規模（対象工事の工事数等）工事等の内容に応じて必要な人員及び技術者の種別を組み合わせるものとする。

・管理技術者とは、業務を管理・統括するために、主として業務履行場所に常駐し、必要に応じ管理員の実務を行うものをいう。

・管理技術者の高速道路会社管理員資格区分は、管理員Iまたは管理員IIを配置するものとし、単価は資格区分に応じた管理員Iまたは管理員IIを計上するものとする。

・統括管理技術者とは、管理員を兼務する管理技術者が1名配置となる場合に限り、管理技術者とは別に1名配置するものである。業務を管理・統括するために、定期的に業務履行場所に赴いて業務の管理を行う技術者をいう。高速道路会社管理員資格区分は、管理員IIを計上するものとする。

・管理員の積算にあたっては、必要な歩掛及び格（高速道路会社管理員資格区分）について、あらかじめ入札参加者又は随意契約の予定者から見積もりを取得し、妥当性を確認した上で算出するものとする。

・CM業務は、管理技術者の格として管理員I（CM業務の管理技術者）を1名計上するものとする。

・管理員、管理員補助、管理技術者（統括管理技術者は必要な場合のみ計上）にて1班を構成し、業務履行費として計上するものとする。

(i) 管理員の月額は、下記の単価により算出するものとする。

高速道路会社管理員格

	適用 単 価
イ) 管理員 I	施工管理業務月額 技師B
ロ) 管理員 II	施工管理業務月額 技師C
ハ) 管理員 III	施工管理業務月額 技術員
ニ) 管理員補助	施工管理業務月額 管理員補助
ホ) 管理員 I (施工管理業務の管理技術者)	施工管理業務月額 技師B
ヘ) 管理員 II (施工管理業務の管理技術者)	施工管理業務月額 技師C
ト) 管理員 II (統括管理技術者)	施工管理業務月額 技師C
チ) 管理員 I (CM業務の管理技術者)	施工管理業務月額 技師A

(ii) 端数日を計上する場合は下記により算出するものとする。

(例) 5ヶ月と10日間契約の場合

$$5\text{ヶ月} + \frac{10}{30} = 5.33\text{ヶ月} \text{ (小数第3位を四捨五入)}$$

(iii) 標準的な業務の月額は、施工管理等業務の種別及び業務区間における冬期作業休止期間に区分し、別途定める単価とする。(トンネル工事のように冬期作業がある場合や契約が冬期休止前に切れる場合等でも上記の区分の単価を使用するものとする。)

(iv) 直接人件費月額区分は、下記によるものとする。

- イ) 管理の施工管理業務 : 単価区分 I
- ロ) 建設の施工管理業務 (冬期休止無) : 単価区分 II
- ハ) 建設の施工管理業務 (冬期休止有) : 単価区分 III

(v) 1ヶ月の業務費は下記によるものとする。

	単位	数 量	管理員格	備 考
統括管理技術者	人・月	必要に応じ計上	管理員 II (統括管理技術者)	・業務が少ないなどの理由により、管理員を兼務した管理技術者を1.0人・月のみ配置する積算とした場合、統括管理技術者として0.1人・月分計上するものとする。
施工管理業務の管理技術者	人・月	1. 0	管理員 I 管理員 II	
管理員	人・月	業務量による	管理員 I 管理員 II 管理員 III 管理員補助	業務内容による
CM業務の管理技術者	人・月	1. 0	管理員 I (CM業務の管理技術者)	

(3) 夜間立会

- (i) 交通規制等の協議により定められた、夜間の特定の時間帯に実施する工事等の立会いの費用を計上する場合に適用する。
- (ii) 夜間立会は、直接人件費（業務履行費）に含めて計上するものとする。
- (iii) 夜間立会は、原則、日中の作業時間を夜間に振替え、深夜手当て相当分を計上するものとする。
- (iv) 深夜手当の計上は、調査等積算基準第1編1－3によるものとし、休憩時間を除いた6時間分を1人回とする。
- (v) 夜間立会は、立会い時間が4時間半未満の場合は、0.5人回、立会い時間が4時間半以上の場合は全て1.0人回とする。
- (vi) 夜間立会における単価は、管理員IIとする。

5. 直接経費

(1) 管理用自動車

管理用自動車は、自動車賃料・燃料費を計上するものとする。なお、自動車運転手は原則として計上しないものとする。

(i) 自動車賃料

自動車賃料はリース料金とし、仕様及び料金は下記を参考に決定するものとする。

- イ) 1,500 cc ライトバン（2WD）を標準とする
- ロ) 寒冷地等の現地条件により必要とする場合は 1,500 cc ライトバン（4WD）とする。

(ii) 燃料費

イ) 燃料消費量（ガソリン）…1,500 cc クラス 2.7 リッター／h、1,800 cc クラス 3.4 リッター／h とする。

ロ) 1日の運転時間は現場までの距離、現地状況、台数等を考慮のうえ決定するものとする。ただし、最高5時間までとする。

ハ) 月平均運転日数は19.5日／月とする。

6. その他直接経費等

(1) 事務員、CADオペレータ

(i) 事務員を必要に応じて計上するものとし、その他直接経費に含むものとする。事務員、CADオペレータは、あらかじめ入札参加者又は随意契約の予定者から見積もりを取得し、妥当性を確認した上で算出するものとする。

(ii) 端数日を計上する場合は、4(1)(ii)に準ずるものとする。

(2) 滞在費

(i) 滞在費とは、管理員が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用とする。

(ii) 滞在費は事務員及びCADオペレータを除く全ての管理員について計上するものとする。ただし、管理員補助には、滞在費は計上しない。

(iii) 端数目を計上する場合は、4（1）(ii)によるものとする。

(3) 統括管理技術者出張旅費

統括管理技術者を配置する場合、出張旅費（1回／月）を計上するものとする。統括管理技術者の出張旅費の算出にあたっては、調査等積算基準第1編1－4により交通費を積上げるものとし、日当は計上しないものとする。

(4) 管理員出張旅費

管理員の出張旅費の算出にあたっては、調査等積算基準第1編1－4により交通費及び宿泊費を積上げるものとし、日当は計上しないものとする。

(5) 有料道路利用費

業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合、有料道路利用費を計上するものとする。

(6) パソコン等使用料

管理員及び事務員に高速道路会社が貸与するパーソナルコンピュータの費用をいう。

(7) モバイル端末

緊急時等において現場写真の撮影及び監督員や工事受注者への速やかな情報伝達（メール送受信）が可能な環境を受注者が用意する費用をいう。

なお、上記（4）～（6）については、特記仕様書に記載された金額を適用する。